

第 13 回椎田町・築城町合併協議会会議次第

日時：平成 17 年 12 月 2 日（金）

午後 1 時 30 分から

場所：築城町保健センター

1、開 会

2、会長あいさつ

3、議 事

会議録署名委員の指名

椎田町 篠田委員 築城町 福田委員

報告事項

報告第 19 号 築上町長職務執行者の選任について

協議事項

協議第 43 号 協定項目 7 農業委員会委員の定数及び任期の
取扱いについて（その 2）

協議第 44 号 協定項目 27 各種事務事業の取扱いについて（その 7）

4、その他

5、閉 会

第 1 3 回

椎田町・築城町合併協議会

日時：平成 1 7 年 1 2 月 2 日（金）午後 1 時 3 0 分より

場所：築城町保健センター

目 次

ページ

報告事項

報告第 19 号 築上町長職務執行者の選任について・・・ 1 ~ 3

報告第19号

築上町長職務執行者の選任について

築上町長職務執行者の選任について、協議が調ったので別紙協議書のとおり報告する。

平成17年12月2日

椎田町・築城町合併協議会
会 長 新 川 久 三

椎田町及び築城町の廃置分合に伴う築上町長職務執行者に関する協議書

椎田町及び築城町を廃し、その区域をもって平成18年1月10日から新たに築上町を設置することに伴う築上町長職務執行者について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第1条の2第1項の規定に基づき、下記のとおり定める。

記


1 築上町長職務執行者

築上郡椎田町助役 八野 紘海

2 任 期

平成18年1月10日から公職選挙法に規定する築上町長選挙の執行日まで

平成17年11月16日

椎田町長 新川 久三 

築城町長 有本重隆 

『参考』

地方自治法施行令

第1条の2 普通地方公共団体の設置があつた場合においては、従来当該普通地方公共団体の地域の属していた関係地方公共団体の長たる者又は長であつた者（地方自治法第152条又は第252条の17の8第1項の規定によりその職務を代理し若しくは行う者又はこれらの者であつた者を含む。）のうちからその協議により定めた者が、当該普通地方公共団体の長が選挙されるまでの間、その職務を行う。

2 前項の場合において協議が調わないときは、都道府県の設置にあつては総務大臣、市町村の設置にあつては都道府県知事は、同項に掲げる者のうちから当該普通地方公共団体の長の職務を行うべき者を定めなければならない。

3 第1項の場合において関係地方公共団体が一であるときは、関係地方公共団体の長たる者又は長であつた者が当該普通地方公共団体の長の職務を行う。

地方自治法

（長の職務代理）

第152条 普通地方公共団体の長に事故があるとき、又は長が欠けたときは、副知事又は助役がその職務を代理する。この場合において副知事又は助役が2人以上あるときは、予め当該普通地方公共団体の長が定めた順序、又はその定めがないときは席次の上下により、席次の上下が明らかでないときは年齢の多少により、年齢が同じであるときはくじにより定めた順序で、その職務を代理する。

2 副知事若しくは助役にも事故あるとき若しくは副知事若しくは助役も欠けたとき又は副知事若しくは助役を置かない普通地方公共団体において当該普通地方公共団体の長に事故があるとき若しくは当該普通地方公共団体の長が欠けたときは、当該普通地方公共団体の長の指定する吏員がその職務を代理する。

3 前項の場合において、同行の規定により普通地方公共団体の長の職務を代理する者がいないときは当該普通地方公共団体の規則に定めた上席の事務吏員がその職務を代理する。

（長の臨時代理者）

第252条の17の8 第152条の規定により普通地方公共団体の長の職務を代理する者がいないときは、都道府県知事については総務大臣、市町村長については都道府県知事は、普通地方公共団体の長の被選挙権を有する者で当該普通地方公共団体の区域内に住所を有するもののうちから臨時代理者を選任し、当該普通地方公共団体の長の職務を行わせることができる。